

氏名（本籍）	大 沼 宜 規 （ 神 奈 川 県 ）
学 位 の 種 類	博 士 （ 文 学 ）
学 位 記 番 号	博 乙 第 2969 号
学 位 授 与 年 月 日	令 和 2 年 9 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
審 査 研 究 科	人 文 社 会 科 学 研 究 科
学 位 論 文 題 目	近 世 ・ 近 代 移 行 期 に お け る 「 国 学 考 証 派 」 の 学 問 と そ の 方 法

主 査	筑波大学 教 授	博 士 （ 文 学 ）	中野目 徹
副 査	筑波大学 教 授	博 士 （ 文 学 ）	伊 藤 純 郎
副 査	筑波大学 教 授	博 士 （ 文 学 ）	徳 丸 亜 木
副 査	東京大学 准教授		松 澤 克 行

## 論 文 の 要 旨

本論文は、19世紀とも言い換えられる江戸時代後期から明治前半期のおよそ100年間における「国学考証派」による主として歴史考証に着目し、考証という営為のもつ文化的・思想的意義を検証することをとおして、学問的方法とそれぞれの時代における社会との関係性を追究した作品である。全体は、序章・終章のほか3部に各3章ずつを配した9章からなる。

序章では、まず「国学考証派」なる概念の誕生と、それが具体的にいかなる人びとなのかということが検討される。それによれば、「国学考証派」の提唱者は重野安繹であり、江戸時代の賀茂真淵や本居宣長をはじめ、塙保己一や伴信友、屋代弘賢らを挙げている。重野の同時代では、木村正辞や黒川真頼、栗田寛らが数えられている。彼らによる史料の校訂や史料集・類書の編纂、史料の解釈や特定の主題に関わる歴史調査などの行為、今日でいえば史料学や書誌学の文献調査が考証という営為の内容に近似するという。

次に、それらを対象とした本論文の課題と方法が述べられる。考証に関する研究は、これまでも歴史学（史学史）はもとより、書誌学や神道学（国学研究）、法制史や文学研究などの分野で一定の成果を挙げてきたが、本論文では、第一に「国学考証派」を近代的な学問（とくに近代実証主義史学）の源流の一つと位置づけること、第二に考証の「有用」性に着目して政治・社会との実践的な連関を問うこと、第三に「国学考証派」をネットワーク、一つの集団という意味で「学派」として捉えること、を課題として提示している。最後に、本論文で用いる史料について、史料学、書誌学の両面から万全を期すことが述べられており、以下の本文の叙述を確かなものにしていく。

第1部「江戸時代後期における「国学考証派」」には3章が配され、寛政期におけるその誕生から幕末期に至る展開が検討されている。第1章「寛政の改革と「国学考証派」の登場」では、「国学考証派」登場の契機は松平定信が主導した寛政の改革にあるとし、とくに大規模な編纂事業を含むその文教政策に淵源を求める考え方を提示する。ついで、それを典型的に示す人物として屋代弘賢を挙げ、屋代が『寛政重修諸家譜』や『古今要覧稿』の編纂に従事した経緯を明らかにして、彼を当時の「好古」と歴史考証の結節点にいた人物と評価している。また、改革のなかで、そのような時代の風潮を受けて寛政5年（1793）に設立された和学講談所に着目し、そこで行われた書物の鑑定や官職の研究、歴史上の先例調査の実態を解明して、和学が幕府の「官

学」化していくことを指摘する。さらに、『古今要覧稿』を例に屋代の学問観について、「経済有用」を主張するものであったことを述べる。

第2章「考証の諸相」では、「国学考証派」の人びとによる具体的な考証の営為を、まず、文政10年(1827)に行われた11代将軍徳川家斉の太政大臣昇進の際の儀礼装束をめぐる屋代と松岡辰方・行義の考証に基づく論争(屋松問答)を例に検討し、両者が「実用」を意識した議論を展開していたと結論する。次に、水戸藩で継続していた『大日本史』編纂事業における「国学考証派」の役割が検討される。なかでも天保期に登用された小山田与清に注目し、その考証が歴史考証のみならず文献の注釈・編纂から和歌・和文の添削に及ぶことが明らかにされている。最後に、平田篤胤の仕官活動における屋代の推薦状や当時の史料の分析から、屋代の考える考証においては宗教性や倫理性などを排除する傾向が見られるとし、その背景にあくまでも歴史考証に徹する「国学考証派」の学問観があったとする。

第3章「幕末期における「国学考証派」の機能」では前田夏蔭を取り上げて、彼が嘉永年間以降に行った『蝦夷志料』の編纂や外国応接に関する建言、調査を具体例に、国学者による考証が「公務ニ有益之学」だと主張するものであったと述べる。また、嘉永7年(1854)に設置された紀州藩古学館で、小中村清矩が従事した編纂事業や書物収集の実態が解明される。とくに古学館の蔵書分析により、小中村の学問的志向が歴史や法制を重視し、宗教や文芸を排除するものであったと論述する。

第2部「「国学考証派」の方法とその深化」にも3章が配されている。屋代弘賢、小中村清矩、木村正辞の3人を順に取り上げ、考証という学問方法の実際の態様と方法の深化が史料学・書誌学的手法によって極めて実証的に解明される。まず第4章「屋代弘賢の歴史考証」では、屋代の主著で類書というジャンルを代表する『古今要覧稿』について、その編纂過程と方法が考察される。それによれば、屋代は史料の博捜はもとより、不忍文庫における蔵書集積、人的ネットワークを駆使した情報収集などをおして記録を体系的に構築したが、そこからうかがえるのは知ること自体の重要性、知識の獲得そのものを目指す学問的姿勢であるという。

第5章「小中村清矩の「六国史」考証」は、小中村が幕末期から進めていた「六国史」の校訂作業が、明治期に刊行される「国史大系」にいかにか継承されたのかを解明している。ここでは、書誌学的方法として蔵書分析や諸本の校勘作業を本人による書入れ内容の検討というレベルで行い、とりわけ『日本文徳天皇実録』の校訂過程を詳細に分析している。その結果、「国学考証派」の学問が近代科学としての歴史学誕生の基礎となったことを指摘する。

第6章「木村正辞の『万葉集』考証」では、蔵書研究の手法により木村の『万葉集』考証の実態を明らかにすることで、「国学考証派」の学問的営為が近代以降と接続する側面を有するものであったことを証明する。そのために著者は、木村の旧蔵書の悉皆的調査を行い、それらに対して総体的分析と個別的分析を加え、『万葉集』研究の具体的手順を再現してみせる。さらに、理想的なテキストを「復旧」し刊行に至るプロセスまで、検討の範囲は及んでいる。

最後の第3部「「国学考証派」にとっての明治」にも3章が配されている。まず第7章「小中村清矩の官省出仕と考証実務」では、「経済有用」と「公務ニ有益之学」を唱えることで、独自の学問領域を確立し官学としての地位を獲得していた「国学考証派」の人びとが、明治維新を迎えていかなる去就を示すのかが検討される。それによれば、小中村や木村は維新政府の有力者に積極的に働きかけることで官省における地位を獲得し、歴史考証だけでなく制度策定に関わっていくという。そのようななかから、明治15年(1882)東京大学に設置される古典講習科や『古事類苑』編纂の計画も育まれていったとされる。

第8章「木村正辞の文部省・司法省出仕と考証実務」では、『万葉集』の考証に止まらない木村の活動が、明治維新以降、教育制度の立案や教科書の編纂、さらに司法省に転じてからは法令の編纂や沿革調査にも活かされたことが明らかにされている。小中村とともに、官省や教育機関(帝国大学、高等師範学校等)で地位が

累進した理由として、参議や大臣を歴任した大木喬任と木村の関係が指摘される。

第9章「『国学考証派』の後継者としての池辺義象」は、小中村が中心となって設立された東京大学古典講習科の卒業生であり、一時は小中村の養子であった池辺を取り上げて検討を加えることで、「国学考証派」の学問がいかに関承されていったのかを見極めようとしている。受講ノートによる古典講習科の教育内容の詳細な分析をふまえて、「国学考証派」の学問のいわば到達点を受け継いだ彼ら卒業生は、井上毅のブレーンとして活動しつつ教育界に身を置いた池辺のように、近代的な学問・教育制度のなかで一定の役割を担っていったことが明らかにされている。

終章では、明治20年代の後半になると、近代的な学問・教育制度が確立されていくことや、また、小中村や木村らが死亡又は高齢を迎え現役を引退したこともあり、「国学考証派」は終焉したことが指摘される。一方で、彼らの学問的方法を継承した古典講習科の卒業生たちは、史学や文学などの近代的な学問と接合して、それらのなかで生き延びていくという。これらの帰趨を見定めようとして、本論文の成果として、幕藩制の危機や明治維新の改革が継起した19世紀の日本で「国学考証派」の学問が光芒を放ったのは偶然ではなく、変転極まりない時代だったからこそ、着実に合理的な学問方法が求められたことを明瞭にできた点を強調している。また、残された課題として、漢学者による考証的な学問に対する評価、「国学考証派」の思考方法が近代以降の学問に与えた影響の測定、遊びと融合した好古趣味への配慮などの不足が挙げられている。

## 審査の要旨

### 1 批評

本論文は、寛政の改革のなかで登場する「国学考証派」と見なされる人びとによる学問的営為が、明治維新を経て同20年代後半までのおよそ100年間にわたって盛行を見たことの原因とその意義を、それぞれの時代における社会との関連に注目しながら思想史、広くは文化史の領域の課題として解明しようと試みた意欲作である。行論は一貫して着実にときに執拗なまでの文献博搜に基づいてなされ、方法論的には史料学、書誌学の手法を強く意識することで、全体の立論に安定感を与えている。「経済有用」「公務ニ有益之学」として出発・展開した「国学考証派」の学問が、それを支えた精神と方法の面で合理的な要素を包含し、近代の人文諸学へ連続していったという指摘は改めて首肯させられる点である。著者自身が述べるようにいくつかの課題も残されているものの、それらは本論文全体の意義を減じるものではなく、検討対象とした100年間をいわば“考証の世紀”と捉えて見せた点は、この時代を近世・近代として区分してきた学界に新鮮な刺激を与え、学問的にも寄与するところが大きいと判断できる。

### 2 最終試験

令和2年6月29日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会（オンライン会議）において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めたあと、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第10条（3）に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判断された。

### 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。